

入札公告

次のとおり一般競争に付します。

なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、当該調達に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

令和8年1月26日

支出負担行為担当官
東北農政局長 永井 春信

1 調達内容

- (1) 件名 ①令和8年度東北農政局宮城県内健康診断業務（単価契約）
②令和8年度東北農政局岩手県内健康診断業務（単価契約）
③令和8年度東北農政局秋田県内健康診断業務（単価契約）
- (2) 仕様 別紙仕様書のとおり。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 実施場所 ①東北農政局
東北農政局北上土地改良調査管理事務所宮城支所及び旧迫川支所
東北農政局土地改良技術事務所
東北農政局河南二期農業水利事業所
仙台漁業調整事務所
(詳細は、別紙仕様書のとおり)
②東北農政局岩手県拠点
東北農政局岩手県拠点愛宕庁舎
東北農政局北上土地改良調査管理事務所
東北農政局岩手山麓農業水利事業所
東北農政局山王海葛丸農業水利事業所
(詳細は、別紙仕様書のとおり)
③東北農政局秋田県拠点
東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所
東北農政局平鹿平野農業水利事業所
東北農政局旭川農業水利事業所
東北農政局八郎潟農業水利事業所
(詳細は、別紙仕様書のとおり)

(5) 入札方法

本調達は、単価契約のため、入札書には、仕様書に示す検査項目ごとの単価に受診予定人数を乗じた金額の総額を記載するものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度全省庁統一資格「役務の提供等」のうち「A等級」、「B等級」、「C等級」又は「D等級」に格付けされている東北地域の競争参加有資格者であること。
- (4) 東北農政局長から東北農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成26年10月1日付け26北総第437号東北農政局長通知）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札等の日時及び場所

- (1) 入札説明書の交付場所、競争参加に必要な書類の提出場所及び問合せ先
〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1（仙台合同庁舎A棟7階）
東北農政局総務部総務課厚生係長
電話 022-263-1111（内線4043）
- (2) 入札説明書の交付期間及び方法
令和8年1月26日（月）から2月27日（金）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）の午前10時から午後5時までの間、3(1)に掲げる場所にて交付を行う。
または、調達ポータルの「調達情報検索」にて、必要な情報を入力又は選択し本案件を検索のうえ「入札説明書」をダウンロードすること。
<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>
- (3) 入札説明会の日時及び場所
令和8年2月16日（月）午後3時30分 仙台合同庁舎A棟7階 東北農政局第1入札室
- (4) 入札書の受領期限及び提出場所
ア 電子調達システムによる入札書の締め切り
令和8年3月16日（月）①午後1時 ②午後1時30分 ③午後2時
イ 紙入札方式により持参する入札書の受領期限及び提出場所
受領期限：3(4)アに同じ
提出場所：3(1)に同じ
ウ 郵送による入札書の受領期限及び提出場所
受領期限：令和8年3月13日（金）午後5時
提出場所：3(1)に同じ（書留郵便又は「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便に限る。）
- (5) 開札の日時及び場所
令和8年3月16日（月）①午後1時30分 ②午後2時 ③午後2時30分
仙台合同庁舎A棟7階 東北農政局第1入札室

4 入札者に要求される事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、本件調達に求められる仕様等について、入札説明書に定める様式に基づく書類を、令和8年3月2日（月）正午までに提出しなければならない。
- (2) 提出された書類の審査の結果、仕様等を満たしていない者は入札に参加することはできないものとする。
また、提出された書類について説明を求められたときは、それに応じなければならないものとし、応じない場合は入札に参加させないものとする。

5 電子調達システムの利用

本件は、電子調達システムを利用し、競争参加資格の確認のための証明書等の提出及び入札手続を実施するが、電子調達システムにより難い場合は、紙入札参加届出書を提出するものとする。

6 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金及び契約保証金は、免除する。
- (3) 本競争の参加希望者は、入札説明書で示す競争参加に必要な書類を4の(1)に掲げる期限までに提出しなければならないものとし、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から提出書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。その際、説明の義務を履行しない者は落札決定の対象としない。
- (4) 本入札公告に示した競争参加資格のない者の入札、提出した書類に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札及び東北農政局競争契約入札心得（平成28年4月1日付け27北総第972号東北農政局長通知）第4条の3の規定に違反した者の入札は、無効と

- する。
- (5) 落札決定後、契約書を作成する。
なお、本件の契約は、1の(1)の①から③の入札説明書に示す契約担当官等と個別契約する。
- (6) 本入札公告及び入札説明書で示す競争参加に必要な書類を提出した者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 入札手続における交渉は、認めない。
- (8) 発注者綱紀保持対策について
農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から不当な働き掛けを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働き掛けの内容）を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働き掛けと認められた場合には、当該委員会を設置している機関においてホームページにより公表する。
発注者綱紀保持対策の詳細は、当省のホームページ
(<https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/kitei.pdf>) による。
- (9) (不当な働き掛け)
① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
② 指名競争入札において自ら指名すること又は他者を指名しないことの依頼
③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取
(9) 詳細は、入札説明書による。

◇お知らせ

東北農政局調達情報メールマガジン（物品・役務）の配信について

物品・役務の一般競争入札公告及び企画競争、公募の公示の新着情報をメールマガジンで配信しています。

メールマガジンの登録は、右の二次元バーコード（農林水産省ホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>）から行ってください。

